

大和駅周辺官民連携まちなか再生エリアプラットフォーム構築等支援業務委託 基本仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、大和市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する大和駅周辺官民連携まちなか再生エリアプラットフォーム構築等支援業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 目的（業務の目的）

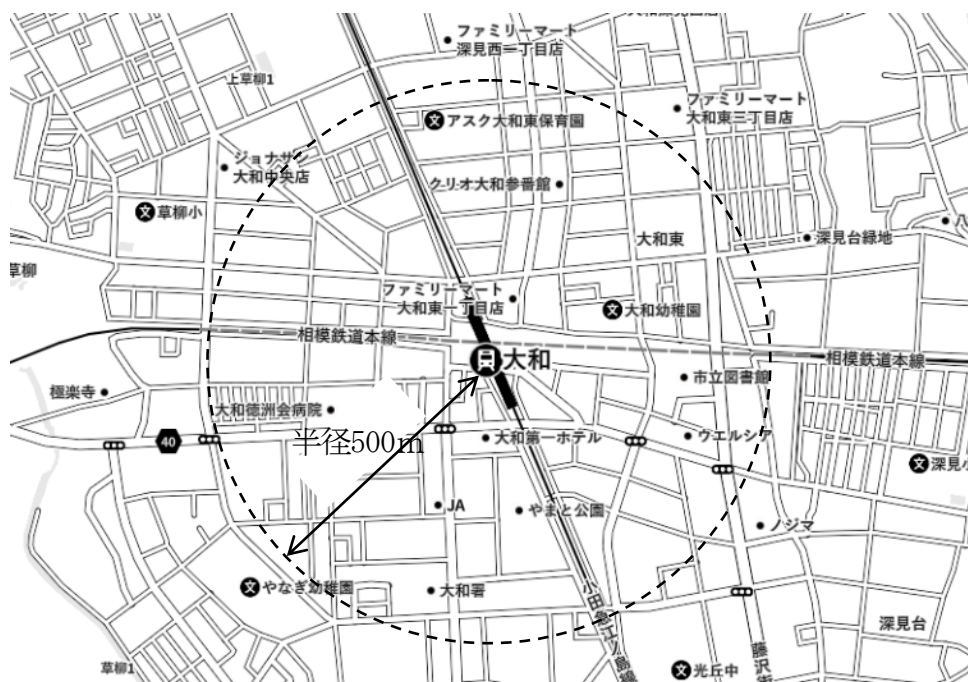
大和駅周辺でまちなかウォークアブルの取組を推進するため、令和5年度には大和駅周辺のまちなかウォークアブルに関連する「データ」「仕掛け」「事業・制度」の3つの観点から基礎的な調査を行った。

この基礎的な調査をもとに今後、大和駅周辺では、まちなかウォークアブルを推進するための未来ビジョンを策定するとともに、未来ビジョンの実現を推進するための体制としてエリアプラットフォームを構築していくことを目指している。

これらを踏まえ、本業務では、未来ビジョンの策定やエリアプラットフォームの構築に向け、関係者の意向を把握するとともに、未来ビジョンの基本的な方向性や構成について他都市事例等も踏まえて検討を行う。また、まちなかウォークアブルに関する市民・事業者等の基本的な理解や機運を醸成するための取り組みを行う。

3. 業務の対象エリア

本業務では大和駅周辺を対象とする。大和駅を中心に半径500mほどを想定するが、調査の進展に応じて柔軟に対応する。



4. 書類の提出

受注者は、本市の契約約款に定めるもののほか、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時・・・業務計画書（工程表、職務分担表を含む）
- (2) 業務完了時・・・納品書、完了届

5. 疑義の解釈

本業務にあたり、定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、次のとおりとする。

- (1) 本仕様書及び設計書等の解釈に疑義が生じたときは、速やかに発注者と受注者とが協議し定めるものとする。
- (2) 設計書等に明示していない事項であっても、本業務の履行にあたり必要な事項については、発注者の指示に従い実施しなければならない。

6. 管理技術者等

受注者は本業務の実施にあたり、管理技術者等を選任しなければならない。

- (1) 受注者は、管理技術者等（管理技術者及び技術者）をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（建設部門の都市及び地方計画、または総合技術管理部門の都市及び地方計画）、または、RCCM（都市計画及び地方計画部門）のいずれかの資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

7. 損害賠償

本業務の遂行にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

8. 関係官公署等の手続き

本業務遂行のために必要な関係官公署に対する諸手続きは、発注者の指示に従い、受注者の責任において速やかに処理するものとする。

9. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

10. 工程管理

工程管理は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務計画書に基づき、適切に工程管理を行わなければならない。
- (2) 受注者は、作業の進捗状況を発注者に報告しなければならない。
- (3) 工程に変更が生じた場合には、速やかに発注者と協議しなければならない。

1 1. 資料の収集等

発注者は、本業務に必要な関連資料を受注者に貸与するものとし、受注者は、貸与された関連資料を適正に管理し、本業務終了後、速やかに発注者に返却しなければならない。

このほか、本業務の遂行上必要な資料の収集については、受注者の責任と負担において行うものとする。

1 2. 機密の保持

受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに他に利用してはならない。

1 3. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1 4. 業務内容

(1) エリアプラットフォーム及びビジョンに関する他都市事例の分析

他都市でエリアプラットフォームを構築し、まちなかウォークابل等に関連するビジョンを策定している事例の収集を支援する。そのうえで、ビジョンの内容、エリアプラットフォームの体制、ビジョン策定のプロセスなどに着目して本市の参考となる知見を抽出する。

(2) 事業者等ヒアリング支援

大和駅周辺の商業・不動産・金融・交通事業者等に対して、大和駅周辺のまちづくりに関する課題認識や、まちなかウォークابل及びエリアプラットフォームへの関心などを聞き取るため、ヒアリング調査の支援を行う。

(3) エリアプラットフォームの体制やビジョン策定に至るプロセスの検討

(1) 及び (2) の検討を踏まえ、次年度以降に取り組んでいくエリアプラットフォームの体制や、エリアプラットフォームを構築していくプロセス、エリアプラットフォームにより検討していく未来ビジョンの策定プロセスを整理する。

(4) まちなかウォークابلと商業戦略ほか他施策との調整

大和市のまちなかウォークابلに関連の強い商業戦略のほか交通分野等との連携の方向性について、発注者の指示に基づき調整を行う。

(5) 未来ビジョンの構成及び内容の予備的検討

未来ビジョンの基本的な方向性や骨子構成、内容の予備的な検討を行う。

(6) まちなかウォークابلの機運醸成に向けた取組の実施

関係者や市民のまちなかウォークابلに対する機運を醸成していくため、ワークショップ・セミナー・シンポジウムなどの企画を立案し、実施支援を行う。具体的な内容は、受注者からの提案や事業者ヒアリング等の結果を踏まえて発注者と受注者の協議により決定をする。

(7) 打合せ

15. 業務実施状況に関する確認及び履行途中における検査

受注者は、本仕様書に定める業務の履行に際して、発注者が必要と認める際、業務実施状況に関する確認又は履行途中における検査を求めることがあるので、これに対応することとする。また、業務の手法等に関する改善について、必要に応じ協議することとする。

16. 成果の帰属

本業務の成果品（中間成果も含む。）は、すべて発注者の所有とし、受注者は発注者の許可なしに他に公表・貸与、使用等をしてはならない。また、電子データは、発注者が使用できる汎用ソフトで作成するものとする。図等に関しても極力汎用ソフトにて修正が可能であるものを使用し、特殊なソフトにて作成・提出する場合は、事前に発注者と協議すること。

17. かし等

本業務の完了後、不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める修正、補足その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

18. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務報告書 製本（チューブファイルA4サイズ） 2部(正副)
- (2) 電子データ（電子データは、CD-R等で提出） 1式

なお、成果品の提出にあたっては、最新のウイルスパターンファイルでのウイルスチェックを実行し、CD-R等のラベルに実行した日時、パターンファイル名を明記すること。

19. 留意事項

本業務を実施するにあたっては、次のことに留意すること。

(1) 本業務を実施するにあたっての環境配慮事項

- ①本業務を実施するにあたっては、大和市環境マネジメントシステムの「環境方針」の趣旨を理解し、遂行すること。
- ②市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- ③施設内では、できる限りエレベーターを使わずに階段を利用すること。
- ④市へ搬入する製品の梱包材料は簡易にするとともに、梱包材は持ち帰ること。
- ⑤業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。

(2) 情報資産（非公開情報）の取扱い

情報資産（非公開情報）について、別紙【情報資産（非公開情報）の取扱いに関する「特記事項」】のとおり取り扱わなければならない。

(3) 路上喫煙防止

本業務を遂行するにあたり「大和市路上喫煙の防止に関する条例」の趣旨を理解し、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

(4) ポイ捨て等の防止

本業務を遂行するにあたり、「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の趣旨を理解し、ポイ捨て等をしないように努めなければならない。

(以下余白)